

# “ニセ”の消費生活センターを案内する 新手法の架空請求手口に注意！

## 【事例】

「利用料金の支払いがない。お客様センターに相談するように」というメッセージが SMS で届いた。記載された番号に電話をかけると、大手信販会社を名乗り、「有料コンテンツの未納料金があり、債権回収の委託を受けた。30 万円支払うように」と言われた。

心当たりがなかったので、「国民生活センターに相談する」と伝え、「その窓口は今の時間は相談を受け付けていない」と言われ、居住地の自治体の消費生活センターだという電話番号を案内された。

案内された番号に電話をかけると、「その請求は確かなので、支払う必要がある」と言われ、指示されたとおりにプリペイド型電子マネーで 30 万円を支払った。

しかし、後から不審に思って確認すると、案内された番号は、自治体の消費生活センターの番号ではなく、ニセの番号だった。



## 《アドバイス》

- お住まいの地域の消費生活センターの電話番号を知らない場合は、局番なしの「188（いやや）」に電話をしましょう！
- 不審な SMS やメール、ハガキが届いても、絶対に記載された番号に連絡しないようにしましょう。

※ 困った時は、ひとりで悩まず、まず相談！

福岡市消費生活センター相談コーナー（相談無料・秘密厳守）

相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配付などにお使いください。